

令和8年4月1日

小野薬品健康保険組合

理事長 高萩 聰



公 告（令和8-1号）

組合同規約の変更について

掲記の件、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、組合同規約の一部を変更しましたので、組合同規約第49条の規程により公告します。

変更箇所

- ・ 第42条（保険料額及び調整保険料額の負担割合）
- ・ 第45条（予備費の費途）
- ・ 第46条（準備金の保有方法）

以 上

規約例新旧対照表  
 <小野薬品健康保険組合 規約>

新	旧
<p>第1～4章 (略)</p> <p>第5章 保 険 料</p> <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第42条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の80分の45.714は事業主、80分の34.286は被保険者において負担する。</p> <p>(介護保険料額の負担割合)</p> <p>第42条の2 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p><u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u></p> <p><u>第42条の3</u>  <u>子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</u></p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第42条の4 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第6章 財 務</p> <p>第43・44条 (略)</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第45条 1・2 (略)</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u>  <u>(1) 子ども・子育て支援金</u></p>	<p>第1～4章 (略)</p> <p>第5章 保 険 料</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第42条 一般保険料及び調整保険料の80分の45.714は事業主、80分の34.286は被保険者において負担する。</p> <p>(介護保険料の負担割合)</p> <p>第42条の2 介護保険料の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(特定被保険者の保険料額)</p> <p>第42条の3 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p> <p>第6章 財 務</p> <p>第43・44条 (略)</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第45条 1・2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

規約例新旧対照表  
<小野薬品健康保険組合 規約>

<p><u>(2) 還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p><b>第46条</b> 1 (略)</p> <p>2 介護納付金<u>及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和<u>8</u>年4月1日から施行する。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p><b>第46条</b> 1 (略)</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、又は第2号の方法によって保有しなければならない。</p>
--	--